

研究ノート

イレヌ・テリー読解と解釈

棚 沢 直 子

資料：Irène Théry:

1. *La distinction de sexe, une nouvelle approche de l'égalité*, Odile Jacob, 2007 octobre, conclusion, pp.573 - 620 (ここではこの資料のみ使用)
2. *Des humains comme les autres, Bioéthique, anonymat et genre du don*, Cas de Figure, Editions de l'école des Hautes Etudes en sciences sociales, EHESS, 2010 octobre, Deuxième partie: Genre et parenté, les impensés du débat bioéthique, pp.135 - 211

I. イレヌ・テリーについて

法社会学者、人類学にも精通。パクス法案のひとつを執筆提案。政府へのカップルや親子関係の報告書も提出。パクス法案が法になるまでの経過説明の講演原稿が、私の知るかぎり、初めての日本語訳出版になるだろう（2013年度中、生活書院より出版予定、棚沢直子訳で『カップルのゆくえ・家族のゆくえ』棚沢・森田他編に所収）。

II. 資料に挙げた2冊以外のイレヌ・テリー主要著作について

1. *Le dé mariage, Justice et vie privée*, Odile Jacob, 1996 janvier (1ère éd. 1993)

離婚の増加から脱結婚化の現象を分析し、法改正の必要を社会思想的な広がりの中で考察。「脱結婚」はテリーの造語であり、彼女の研究の出発点。

2. *Couple, filiation et parenté aujourd'hui, Le droit face aux mutations de la famille et de la vie privée*, Rapport à la ministre de l'Emploi et de la Solidarité et au garde des Sceaux, ministre de la Justice, Odile Jacob, La Documentation française, 1998 juin

雇用連帯大臣ならびに国璽尚書・司法大臣への報告書。今日のカップル・親子関係について法改正の提案。これら2冊の副題からわかるように、人類学的視点から広義の制度institutionが私生活につねにすでに toujours-déjà 入り込んでいることを力説し、どのように法改正をすれば正義justiceが守られるか。これが彼女自身の問題設定であり、この設定に沿ってinstitutionの基礎にある法の改正に取り組む。パクス法案作成ののちに、この報告書は出版された。

Ⅲ. *La distinction de sexe, une nouvelle approche de l'égalité, conclusion : Égalité de sexe et naturalisme familial, La parenté au coeur des paradoxes* を読解するための詳細な要約とその解釈

1. (pp.573-577)

この200年間の近代西欧社会は、カップルや「カップル家族 *famille conjugale*」の問題を考察せずに、男女の序列関係を原則にしてきた。

では「小さな家族」はどう理解されてきたのか。民主主義的個人主義を西欧で促進した革命期直後に、1804年のナポレオン法典で「小さい家族」は、「ひとつの実体 *entité holiste*」とされ、人間の本質 *nature humaine* に即した最少の「社会 *société*」になった。父権 *puissance paternelle* と夫権 *puissance maritale* は、男を家族の長に指定した。これは、人間の諸権利宣言と矛盾していたのに、当時の大部分の女たちにとっても、大きな進歩と受け止められた。ルソーは『エミール』第5部ですでに女について人権宣言を先取りしたような、しかし矛盾した記述をしている。

この近代性の中心にあるのはジェンダー不平等である。それはカップルを重要視することから始まった。このカップルは二人なのにひとつの実体を構成している。非宗教結婚（アンシャン・レジームから解放された *mariage civil*）によるカップル家族もこのときに生まれた。

この不平等と序列が近代西欧社会に究極の矛盾した価値を与え続けてきた。個人という価値の中に、性別ある結婚カップルという実体を入れ込んだのである。この矛盾がついには民法典の結婚カップルという実体に、現代になって、内部爆発を起こさせたしまったのだ。

この内部爆発は、まず社会慣行 *moeurs* の中で起こり、これに続いて1970年代から家族関連法の中で改正が始まった。父権と夫権の廃止、合意離婚承認などである。

ジェンダー平等は、単に、女が男に追いつくことではない。「ジェンダーは、社会分析の際のカテゴリーと図式との見直しを余儀なくさせる」のだ。

しかし、カテゴリーを考え直すなら、フェミニスト人類学がしたように、親子関係 *parenté* の社会学的分析をしなくてはならない。親子関係の制度がジェンダー平等を到来させる大きな変化の中心に位置しているからだ。

（ここまでの要約の解釈1：1789年以來のフランス近代はジェンダー平等についてひとつの矛盾を抱えた。まず人権宣言で「個人の自由と平等」を宣言しながら、1804年のナポレオン法典で結婚したカップルを核にした小家族をひとつの実体と捉えた。「個人の自由と平等」は父権と夫権を付与された男だけがもち、女はその男に従属することになった。20世紀後半に、この矛盾が結婚カップルに内部爆発を起こさせ、女も男に追いついて「個人の自由と平等」を獲得していく。しかし、ジェンダー平等を達成するにはこれだけでは不十分である。ジェンダーに関わる社会分析の際のこれまでのカテゴリーや図式を見直さなければならない。なによりも、親子関係システムを問い直さ

なければならない。)

① 主観主義の再生 (pp.577-578)

個人は、当然のこと、親子関係、社会、制度の中に組み込まれている。デュルケームであれモースであれ、個々人が行動する形式として制度を捉えていた。制度こそが人間社会を動物社会と区別するものである。しかし、たとえばフランソワ・ド・サングリーは、「家族はもう制度ではない」という。現代社会は、制度が崩壊する社会、個人が解放される社会であると。あたかも個人と社会が対立しているかのように。

(解釈2：テリーは、制度が個人や家族の内部にすでに入っているという考え方をするひとりである。これは、精神分析を取り入れた考え方である。)

② 社会学：内面性神話の最初の擁護者 (pp.579-582)

現代社会学は内面性があたかもひとつの実体であるかのように思う神話の最初の擁護者となった。自己は実体となった。アンソニー・ギデンスはこの考え方の旗手である。彼は近代性を「セルフの企てを開始させるもの」という。自己は思想をもつ実体となった。ギデンスは制度を抑制することにより経験を内面に閉じ込める *séquestration de l'expérience* するという。ここから現代家族は自己が指標となるような相互主観性の創造の場となる。家族は解放された自己同士が関係をもつ愛情深い心理的なネットワークであると。

こうした社会学者たちは、個人の自立の価値が、意味の共有 *significations communes* と諸制度との中で生かされていること気にしない。あたかも実体としての家族の内部爆発の結果は、ギデンスが名づけたように、家族が「純粹の関係網 *pure relationships*」になったかのようなのである。内部から内部への直接の関係というわけである。自己は解放された。しかし、それはもう40年も前からなのである。それなら、なぜジェンダー平等は、まだ到来しないのか。

たしかに、ジェンダー平等に関わる親子関係の制度 *institution de la parenté* もまた改革された。ここにパラドクスがある。つまり改革は「脱制度化」の名の下に行われたのである。

(解釈3：現代の社会学は、アンソニー・ギデンスの例でわかるように、自己を実体として制度から切り離す結果、家族をそのような自己と自己の愛情深い関係網と捉える。親子制度も脱制度化の名で改革された。)

③ 大衆の脱主観化の仮説 (pp.582-584)

現代の家族変化におけるジェンダー平等の広がりを無視するもうひとつのアプローチがある。

フランスでは、このアプローチは、フロイトやラカンに基づいており、社会を「文明の危機」

的に診断する精神分析のいくつかの流れによって、代表される。彼らは、「起源となる自己 moi originel」という考え方に反対する。この考え方は、幼稚で、社会心理学的には低次元の発想であり、臨床経験から言えば無責任だとする。これは「大文字の主体 Sujet-roi」イデオロギーの擁護でしかない。（つまり、ギデンス流の社会学の正反対の立場である。棚沢）

たとえば、精神分析家で法学者のピエール・ルジャンドルは、この流れの旗手とされるが、彼の仮説は非宗教的になった私たちの社会が科学にかつての宗教の位置を与え、主体を自己創業者 autofondateur にするというもので、この考え方に強い警告を鳴らす。

こうなると、社会にはもう禁止するものがなく、「無制限な世界」で科学技術に自己投入できる。生物学革命は親子関係に破局をもたらすというのだ。ルジャンドルにとって、大部分のラカン派精神分析家と同じく、自立的な自己というものは幻想であり、この幻想は未来世代に「大量の脱主観性」を生み出し、西欧の主体の破壊につながるという。

（解釈4：フランスでは、ギデンス流社会学にある自立的な自己は、精神分析の流れによって批判されている。ルジャンドルはこの自己を幻想であり、この自己は現代の科学技術万能を導き、未来世代に大衆の脱主観化を引き起こし、最終的には、西欧の個人を破壊してしまうだろうと言う。）

④ 「大文字の主体」は法 droit を本当に破壊できるか（pp.584-587）

結局、個人主義イデオロギー批判と現代家族批判は、同じものなのだ。精神分析家が語る家族は、父—母—子どものトリオのことであって、最終的には「父のイメージの崩壊」が話の中心になっている。ここでは、制度が「経験を閉じ込めること」の単なる道具になっている。

この場合、社会制度と大文字の禁止 Interdit が混同されている。それなら、法 droit をどう考えるのか。精神分析家たちのいう大文字の法 Loi と民法の loi を混同するルジャンドルは、droit に大文字の主体構成の原因となる loi の地位を与える。つまり、法律上の象徴と象徴秩序とを混同しているのである。象徴秩序は、ラカン派精神分析家たちにとって、人間主体構成の条件なのである。（しかし、テリーも制度を広義に捉えているではないか。棚沢）

また、ルジャンドルは、姻戚関係なき親子関係 filiation sans alliance までも系譜 généalogie とする。父の像が権威の唯一の象徴であり、この考え方が至るところに顔を出す。「国家の父親機能」という具合である（これを、棚沢はフランソワーズ・エリティエの著作で感じた）。社会的なすべてにこの父のメタファーを広げていく。

ジェンダー平等は結婚を転覆させることに成功した。しかし、ルジャンドルの考え方では、父になる息子たちの engendrement（男が産むこと、この単語は日本語にない。女は借り腹的な意味に近い。棚沢）を重要視しているから、女は手段になってしまう。ジェンダー平等には無関係ではないか。

たしかに、社会には、自己創立し自己指標となる主体幻想があり、その主体が自分の法*loi*を課す家族がある。しかし、制度としての*droit*や法律用語は、*personne juridique*（法におけるひと）というカテゴリーに則っているのであり、この*personne*ひとは「個々人が法律上の抽象的で普遍的な実体として制度化された *artefact*（つくられた事実）」なのである。「権利 *droits* と義務 *obligations* の主体である *personne* は、自分の心理と身体をもった具体的な人間ではない。それは法的次元の抽象であり、人間を統治する法律の規則に則って人格化された、しかし、心理や身体ある具体的な人間を差し引いたものである。」

loi と *Loi*、*droit* の主体と *Sujet-roi* を混同し、社会的なものと同様派の *symbolique* とを同じものとするなら、結局は、起源の個人の神話の別のかたちを設立することになる。万能の主体神話は、*droit* の主体の代わりになり、自分の欲望と感情をもった絶対個人となり、法律言語は粉々になってしまう。

（解釈5：フランスの精神分析家たちは、最終的に、父母子トリオのうちの父のイメージが崩壊するのを批判している。父たる大文字の主体崩壊は大文字の *Loi* 崩壊ひいては *droit* 崩壊につながるという。しかし、それはありえない。精神分析の *Loi* と法学界の *droit* はちがう。法学の *personne* は大文字の主体とはちがう。それは制度のためにつくられた主体である。法社会学者テリーの面目躍如といったところである。）

⑤ 新しい法律カテゴリー、精神分析的知、親子関係の再立 (pp.587-590)

要するに、*Sujet-roi* 神話が新しい法律カテゴリーの浮上を妨げているのである。たしかに、家族の実体モデルの内部爆発は民法典の大変革を引き起こし、結婚と家族の中で、個人の自由と平等を促進させはしたが。

フランスでは1980年代以来、ジェンダー平等に向けた *démariage* 脱結婚が起きている。この用語で、私は脱結婚や離婚の増加だけでなく、結婚制度の意味の激変を示したつもりだ。この時以来、結婚は個人的な意識の問題になった。この変化を、ピロード革命と呼んだひともいたが、私にとつては、18世紀の民主主義革命と同じ広がりや深さをもっている。宗教が個人の意識の問題になったのと同じである。社会政治の究極的な基礎が人間の諸権利（諸法）になったのである。

近代の結婚は、性が区別された社会組織の基礎になっていた。近代の結婚は、自然状態と見なされた唯一の制度だった。この結婚は嫡出子と非嫡出子を区別した制度だった。この結婚が父を推定することによって社会的に父をつくりだす。つまり、妻が産む子どもの父にあらかじめ夫を指定するのである。この結婚が親子関係 *filiation* の基礎になる。1912年までは未婚の母を社会の恥辱扱いし、子どもの父探しを禁じ、家族の平和を保障した（*Code civil art.342*）。この結婚は、婚外で関係をもった男女に序列をつけることで、女だけを失墜させた。この結婚はまた19世紀を通じて別離

を許さなかった。

しかし、ジェンダー平等への広がりやすべてを変化させた。カップルの二人は、ひとつでなく、ふたつになった。

最大の変化は家族の *droit commun* の軸が結婚ではなく親子関係 *filiation* になったことだ。私たちは、親子の諸関係を区別しながら関連づける共通原則の中で新しい複数性を入れ込むことができるだろうか。 *droits de nouvelles catégories: droits des hommes, droits des femmes, droits des enfants; droits des parents, droits des beaux-parents, droits des grands-parents; droits des homosexuels, droits des hétérosexuels, droits des transsexuels* 等々。

自己の社会心理学的経験に根づくからこそ自然と見なされる個人は、ますます *droit* の領域に入り始めている。

(解釈6：フランスでは1980年代以来「脱結婚」になり、結婚制度の意味が激変した。テリーにとって、これは1789年の革命と同じ広がりや深さをもつ。宗教が個人の意識の問題になったと同じく、結婚が個人の問題になった。政治社会の基礎が人間の諸権利になった。しかし、脱結婚したからといって、親子関係システムが激変したわけではない。)

⑥ 家族は社会的なものの自然的要素か？人権問題 (pp.590-592)

世界的な人権擁護の国際文書、とくに人権擁護と基本的自由の欧州協定 (CEDH art.8) は逆説に満ちている。それらは、家族生活を相互主観的に定義し、それに則って親子関係の権利を見ている。つまり、家族による親子関係であり、親子関係から出発した家族ではない。(この指摘は重要だと思う。家族から出発すれば、まずはじめに家族モデルがあることになるからだ。棚沢)

フランス民法には家族の定義がどこにもない。家族が親子関係から把握されていないから、家族という事実 *fait familial* の前社会的実体 *substance* に準拠していて、家族が定義できないのである。

これに対し、1948年国連の世界宣言16条には、家族の有名な定義がある。家族に対して、自然にできたとする社会的実体の途方もない絶対的な地位 *statut absolument exorbitant d'entité sociale de type naturel* が与えられている。「家族は、社会の自然的で基礎的な要素であり、社会と国家から保護される権利がある。」この文章は、家族を定義するにあたって、自然状態の神話に準拠しており、1804年のフランス民法典もこの自然状態の神話を拠りどころにした。

ナポレオン法典は夫婦家族 *famille conjugale* を社会的なものの中の自然的な基礎としており、結婚は自然法の制度だとする。同じく、1948年の世界宣言16条では、「結婚年齢になったら、男女は結婚し家族をつくる権利がある」のように、家族という語が突然でてくる。どの社会も家族をもつのが当たり前であるかのように。

人権の主体は抽象的な主体であって、個人主義の究極の価値になっている。それは、法 (権利)

の主体であり、年齢、性、親子関係、個別の社会などへの帰属がない、人間の普遍性をもつ大文字の個人である。

国家理性が、親子関係の法的絆に準拠することなく、自然法の変化しやすい仮説に則って、家族関係を消滅させようとするときがあれば、どうこの関係を保護すればいいのか。人間の普遍的諸権利の庇護のもとにありながら、家族の抽象的実体 *entité* という自然状態へと導く法的方程式がここにある。

これこそ、西欧の親子関係システムが、結婚を母子・父子の共通な台座にしなくなったときに、起こることなのである。法学者たちはCEDH第8条の逆の使用法をよく知っている。1979年6月13日のベルギーのマルクス逮捕で明白である。「家族生活尊重の法」という名目で、国家が結婚に準拠しないでも親子のきずなを強めようとするのがわかる。

あまり目につかないことだが、このことにより、人間の諸権利に準拠した法的論理に変化が起り始めたとわかる。世界宣言で謳われたように、家族の自然的性質を強めることへと変化し始めたのである。

この世界宣言の中の「自然」は、近代の自然法に基づいている。この自然法は人間の諸権利の根拠になったものだが、その執筆時には何の問題もなかった。というのも、執筆者たちは、「家族」のことを知っていると思ひ込んでいたからだ。人間の自然性というものは、社会生活の手前にあって、創立者の権威の役割を演じ、親子制度の専制を正当化したり制限したりしている。

このような法のフィクションと社会生活の諸制度との基礎にある自然は、比較人類学の視野にも存在している。人類学者たちは、すべての社会が、自らの信念を自然化し、自らの外部秩序に入れ込み、人間の意志のせいにするものだ、と言う。伝統的社会のコスモロジーと近代社会の自然法は、社会の約束事と象徴なフィクションとの究極の保証機能をもってきた。核家族を自然法の抽象的実体と判断することは、系譜を重視する貴族社会に対抗した民主主義社会に、夫婦家族の考え方とそのカップル内の新しい序列を許すことになった。

では、現代はどうか。

(解釈7: テリーは、ここで、なぜ近代の小家族がジェンダー不平等のうえに築かれたかを問うている。彼女の答え: 人間の諸権利が18世紀から理論化された自然法の考え方に則っていたように、小家族も人間の自然性を法概念化した自然法に則ってつくられた。父権・夫権と女の従属は、社会性の中にある自然性だとしたのである。家族の中にある自然的要素は、1948年の世界人権宣言にも明記されている。現在の西欧の小家族の内部爆発で、親子関係はむき出しになり、国家が親子関係に直接介入してくる危険がある。その対処には、今のところ、家族の自然的要素を強調する以外ないように思える。自然の名における社会制度の正当化はくせ者で点検がなおざりになる。その自然は、現在、生物学的自然から心理学的自然に移行している。ジェンダー平等に向けて、親子関

係の分析を自然性の粉碎から始めなければならない。)

⑦ 生物学的自然から心理学的自然へ (pp.593-595)

現代では自然への準拠はもうないと思われているかもしれない。しかし、消滅していない。

現代の自然は、主観的で相互主観的なものの中にある自然で、社会制度を人工的だとする。この見方の最も自然的なものは、個々人が制度の世界に準拠しているのを意識しないことにある。

家族の現代的自然主義のヴィジョンは、社会やその約束事に関係なく個人が他者と関係を結べると思うことにある。

家族の法律上の定義は、生物学的な見方だけに還元されない。裁判所は、生物学的抽象的実体という「真の家族」と日ごろ生活を分け合う「真の家族」との対立に立ち会わなければならない。

もうひとつの自然主義的アプローチは、家族の心理学的な定義から始めるものである。これが現在生物学的な見方まで包み込んで支配的になりつつある。自然状態への伝統的な準拠の現代的な人たちである。個人は *naturellement* 自然的に心的存在であって、自己の前社会的抽象実体が、法的な *personne* までも「真の」をつけてくる。これを私は、この本で詳細に分析した。この心的関係が法律上で「意志 *volonté*」として顔を出す。家族は *naturellement* に心理的抽象的実体であるということが親子関係システムを再設定するときの準拠となる。

この見方に立てば、CEDHの第8条と第12条に現れた家族をつくる権利は、この10年間の親子関係の自然主義的再設定の王道となった。

(解釈8：現在の自然主義は、社会制度の介入なしに個々人が関係が結べるという考え方の中にある。テリーによれば、主観的なものや心理学的なものの重要視も、人間の意志の重要視も、自然主義的である。)

⑧ 裁判官、専門家そして自然 (pp.595-596)

心理的自然実体としての家族という見方の最大の結果は、規準家族 *normes* を決める専門家が、僧侶でも裁判官でも市民でもなく、子どもの心的情緒的発達の専門家だということにあらわれている。彼らが、裁判上の解決、法律上の改定を、子どもにとって、良い結果あるいは悪い結果と判断することで決定される。彼らが法律上の新しい規準づくり、さらには社会規準 *normes sociales* の旗手になったのだ。心理学的知とこれに背を向ける社会学者たちの傾向とをどう関連づけられるのか。

新しい事実は法律づくりへの彼らのこの影響である。2002年2月26日CEDHのフランスのフレッテ判決は同性愛独身者の養子縁組についてだった。「子どもの専門家、精神科医、心理学者は意見が割れている。子どもに与える影響の十分な科学的研究はまだされていない。」あたかも養子

を望む独身者の権利を剥奪するかのようだ。

(解釈9：子どもの心理発達学者が、裁判の判決や法律の改定のとときに、顔を出す。法律上の心理主義である。子どもの心理があたかも自然であるかのように。しかも意見が割れている。)

⑨ 他のアプローチもある

この法律上の心理主義に、同性愛の運動団体はショックを受けた。法学者や法社会学者にとって、法律上の *personne* ひとと *personnalité* パーソナリティーのカテゴリー的区別ができていないことは、問題である。あたかも同性愛者の *personnalité* があるかのように、「科学的」結論がされている。この推論は同性愛者を別扱いすべき集団、法的な新しいカテゴリーとするものである。各カテゴリーには典型的な振る舞いがあると決定するかのようだ。

これに対し、もし *personne* を「話し合えるひと *interlocuteur possible*」とだけ定義するとしたら、この用語に、社会生活のパートナーとして、予想 *attente* (モースの人類学上の用語。棚沢) や共通の意味づけが付与できる。このような中で、子どもが私たちの間に生まれる。

私が主張したいのは、性を区別し関係性を考えたアプローチ、ジェンダー平等を理解したアプローチである。それは、まず特別存在をつくることの見直しから始める。フーコーは19世紀の性科学が同性愛・異性愛の観念をつくったと述べた。

同性愛者をひとつの特別な種とするのは近代の入り口にあつて、性のちがいから性差別化に至るその延長にあるものであり、異性愛を正常、同性愛を病理とするものである。同性愛を病理とする解釈はやめたと、1992年に世界保健機構も明言している。しかし、これではまだ不十分である。異性愛、同性愛、両性愛の分類をやめなければならない。

(解釈10：児童発達心理学者は、法律上の *personne* と心理学上の *personnalité* が区別できていない。同性愛者特有の *personne* や *personnalité* があるかのようなのである。テリーは *personne* を *interlocuteur possible* としたいと言う。異性愛、同性愛、両性愛のカテゴリーはつくるべきではない。)

⑩ 個人的なアイデンティティ：語りのアイデンティティ (pp.601-608)

現代のアイデンティティは、ひとを「対話者」と感じたときに生まれる。ポール・リカールは、ハンナ・アレントの「あなたは誰なのかとの質問に答えるのは、物語(歴史)を語ることである」との言葉を発展させて、語りのアイデンティティの重要性を指摘した。このアイデンティティは、自己が閉じられたものでなく、社会生活の文脈の中に開かれているのを示している。子どもは、さまざまな物語(歴史)が語られることで、人間世界に入ることができる。子どもたちもまた、さまざまなシナリオをつくり、異なる登場人物を演じ、イメージを生み出す。この語りの想像力が子どもの中にさらなる能力を生み出し、人間世界を自分のものにしていく。遊びの中で真の *personne* と

演じる登場人物の対立をなくしていく。

記憶は絶えず *appropriation personnelle* (身勝手な取り込み) をつくり出す。過去は決まった意味しかないわけではない。個人の歴史だけでなく、他者のも含む。語りのアイデンティティは、他者との関係の、世界との関係のアイデンティティである。「私」は区別と関係で定義される。

語りのアイデンティティは、「起源としての内部の自己の本質」とか「自己の自己指標性」とかから最も遠いところにある。後者は言語を統御する。エドモンド・オルティグが実体化をつくる精神分析理論の広がり批判したとおりである。名前や名詞でなく行動や動詞や関係が語りのアイデンティティである。

このように考えれば、異性愛・同性愛・両性愛などの分類でなく、個人が行動することによって生まれる語りのアイデンティティで分類できる。これが正義の新しい価値になる。

イスラム原理主義による西欧の没落と称するものを前にして、私たちは、いつもよりさらに、歴史学的・人類学的思考をしなければならないし、社会の *auto-institution* 自動制度を考えなければならない。ジュディス・バトラーのように同性愛者のアイデンティティを権利要求すべきとか、ゲイやレスビアン研究の論理をつくるべきとか言うひともいるが、こうしたカテゴリー化に反対するひともいる。プルーストのような文学を読めば、「正統な自己」からいかに遠いかがわかる。よって、問題は「正統な自己」を見直すことである。

とにかく、民主主義の法は、今のところ、異性愛も同性愛も両性愛も知らない。 *familles homoparentales* (同性の両親がいる家族) という言い方は、特別扱いしない言い方である。(distinction 区別程度のことだ。テリーは、差別化に至る性的差異は認めないが、性の区別は認める。棚沢)

親子関係システムは社会生活のパートナーとして行動するやり方にだけ関わるのであって、モースのいう人類学での性の区別は、男同士であれ女同士であれ同性カップルにも適応されるべきである。

(解釈11: 語りのアイデンティティの重要性をテリーは指摘する。これで、distinction 区別と *différence* 差異を区別できる。性の distinction は、モース人類学の用語でもある。本質から関係性や行動の理論へ、これがテリーの考え方である。)

⑪ 親子関係の変化を考える (pp.609-620)

同性親の親子関係は、現代の課題である。これは特別な家族かと言えば、そうではない。特別にひとつのカテゴリーとすることは不当である。APGLも特別扱いに反対する。「*Nous sommes des pères et des mères comme les autres, nos enfants sont des enfants comme les autres.* 私たちは、他の人たちと同じように、父であり、母である。私たちの子どもも他の子どもと同じように子どもである。」同じことを子どもたちも思春期になって言う。彼らを *familles homoparentales* 同性親家族と名づけ

るのは逆説かもしれない。が、この問題を避けて通るよりは、こう名づけて討議する方がいい。

この家族は少数で多様で、だからこそ、私たちの共同生活を照らし出してくれる。私たちが考えなかった課題を見せてくれる。合法化され安定した家族を原規準とするのがこれまでだったが、この家族はジェンダー平等と脱結婚で変化してしまった今後のことをを見せてくれる。個々人は、現在、さまざまな家族のかたちを経験し、さまざまな不平等を経験している。社会的転落にも、また、新しいかたちが生まれている。

通常、親子関係システム (système de parenté この parenté は親族関係とも訳せる) の役割は、親、子ども、祖父母、孫、兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母などのカテゴリーの意味を正確に把握し、その相互適合性を保障することにある。

しかし、今日、親子関係システムは変化した。そのせいで、これまでの法的装置は、子どもが語りのアイデンティティを形成するのに障害になっている。この装置は多数派の人たちの社会生活を参照規準にしているからである。

今日では、「生物学的な親」と「社会的な親」を区別する。この区別は不適切である。なぜなら、すべての親は社会的だからである。これは現代の人類学が示すところだ。いつであれどこであれ、engendrement 子産みは社会的行為であって自然的行為ではない。それは、親子関係システムに意義を与え、女が産んだ子どもと父子関係をつくる。これで、男女が責任を生み出すのである。だから、生物学的な親というのは単なる神話にすぎず、そんな親は存在しない。しかし、engendrement には、男女の非対称がある。

同性カップルが子どもの父と母になるなら、それは同性というだけのことである。とはいえ、3つの新しい状況が生まれている。

1. 生殖補助医療PMAという新しいテクノロジーの開発、精子贈与、代理母、代理子宮、engendrement に親が二人以上いる状態。
2. 離婚と再構成家族。教育に親が二人以上いる状態。
3. 養子縁組の発達。1996年の法改定以来、国際的な養子が増加。親が二人以上いる状態。

以上の3点は、1960-70年代以来、法制度に組み込まれている。しかし、そのやり方は「同化主義」である。それは、指標となるひとつのモデルがあって、それに沿うやり方である。そのせいで、隠ぺい、虚偽などかなりのごまかしがある。養子縁組の場合も、子どもの以前の来歴を消し、養育親の実子né de と家族手帳に記載させたりしている。

新しいやり方は、この同化主義をやめ、個々人の来歴の多様性を価値づけて組織するというものである。消された関係、忘れられた関係に道を開く。子どもの誕生にかかわる複数の贈与者の協力があった場合、それを認めて、秘密や無名から脱け出した方がいい。子どもにとって、親がいなくなった場合、系譜をたどって親を組織する方がいいのではないか。「複数親性 pluriparentalité」であ

る。

ここで問題となるのは、社会的な親子関係と生物学的な親子関係の区別である。Xの下に生まれた子ども、PMAで生まれた子ども、捨てられて養子縁組した子ども、これらすべての場合、フランスの法は、子どもの来歴を隠し、子どもに見せないようにしている。

思春期になった子どもたちは、運動を起し、自分たちの起源を知るために権利要求している。彼らは、自分の物語を消すなど言う。子どもの「né de personne 誰かから生まれる」をでっち上げるわけにはいかない。子どもの個人的な語りのアイデンティティ形成の阻止自体が、私たちの親子関係システムを問い直す道を開いてくれている。

子どもたちにとって「どう生まれたか」は問題ではなく「愛されている」ことが重要だと言われても、彼らだけ出生から死亡までの来歴を構成することができないのである。

英語圏ではopen adoptionを実践している。彼らの生まれたときの親と自由に関係が結べるというものである。養子縁組によってfiliation系譜を壊すのではなく、単に生みの親と育ちの親が共存するだけである。親子関係システムの中で、複数親性の場合、各々の位置と責任を混同することなく明確にしなければならない。子どもたちが複数親性の親子関係システムの中でpasserellesとponts（両方とも橋渡しの意）をつくるべきだ。

（解釈12：現代の親子関係の変化は、複数親性を要求している。テリーは、以下の文章を続けて、未来のつくられるべき親子関係システムに言及し、この本の結論を終えている。）

「私たちの親子関係システムは、生物学や異性愛に準拠するのではなく、父系と母系のふたつの系譜を区別しつつ、男女を平等に組み込む基礎価値のうえに築かれるべきである。親子関係システムは変化する。父系・母系のふたつの指標が何を意味するか私たちはまだ知らない。」

（解釈13：つまり、これから構築すべき親子関係システムの基礎を述べただけで、この本は終わっている。）

テリーは、新しい思想をつくるのではなく、その前提を述べるに止まっている。しかし、そのために、これまでの社会科学系・人文科学系の学問の研究成果を、できる限り、網羅している。フランス人研究者が自己充足的に見逃しがちなアメリカの社会学や人類学の研究成果にまで言及している。しかも、彼女は、非常に具体的に、時の政府の法案づくりに、以上の成果を踏まえて、さまざまな提案を行っている。私の研究のためにとくにテリーを選んだのは、以上の理由による。）

最後に、テリーの*La distinction de sexe*の結論の読解について

その困難さ：意味の近い単語群を区別する訳語群がないこと。たとえば、parenté, parentalité, filiationならびにengendrement, accouchement, mise au monde, enfantementの訳しわけ、法についてloiとdroitの訳しわけなど。